

九 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十一号）

改正案								現 行							
別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係） (日本工業規格 A 4)								別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係） (日本工業規格 A 4)							
(略)								(略)							
1 業務の状況 (1)～(8) (略) (9) 業務の状況 (略) ①～⑤ (略) ⑥ 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況 (単位：千株、百万円)								1 業務の状況 (1)～(8) (略) (9) 業務の状況 (略) ①～⑤ (略) ⑥ 有価証券の引受け、売出し並びに募集、売出し及び私募の取扱いの状況 (単位：千株、百万円)							
株 券	株数	()	()	特定投資家向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高	株 券	株数	()	()	()	()	()
	金額	()	()	()	()	()	()	()		金額	()	()	()	()	()
債 券	国債証券								債 券	国債証券					
	地方債証券									地方債証券					
	特殊債券									特殊債券					
	社債券	()	()	()	()	()	()	()		社債券	()	()	()	()	()
	計	()	()	()	()	()	()	()		計	()	()	()	()	()
受益証券				()	()	()	()	受益証券			()	()	()		
その他	()	()	()	()	()	()	()	その他	()	()	()	()	()		
(注意事項) 1 「株券」の欄以外の欄には、額面金額を記載すること。 2 「引受高」の欄には、引受責任を有するもの（残額引受けの場合には、有価証券の募集、売出し若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る部分を含む。）を記載すること。 3 「売出高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の総額」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合又は特定投資家向け売付け勧誘等を行った場合のも								(注意事項) 1 「株券」の欄以外の欄には、額面金額を記載すること。 2 「引受高」の欄には、引受責任を有するもの（残額引受けの場合には、募集、売出し又は私募の取扱いに係る部分を含む。）を記載すること。 3 「売出高」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合のものを記載すること。							

の記載すること。

4 「募集の取扱高」、「売出しの取扱高」、「私募の取扱高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高」の欄には、有価証券の募集、売出し若しくは私募又は特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高及び残額引受けの場合の有価証券の募集、売出し若しくは私募の取扱高又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高を記載すること。

⑦ (略)

(10) ~ (19) (略)

(20) 投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務の状況

① 投資信託の設定、解約及び償還の状況

(略)

(注意事項)

1 投資信託元本について、当期中における設定、解約、償還、期中増減及び期末残存元本を記載すること。「親投資信託受益証券」の欄は親投資信託ごとに区分して記載すること。

2 募集、特定投資家私募、適格機関投資家私募及び一般投資家私募ごとに記載すること。

②~⑤ (略)

(21) ~ (23) (略)

2 経理の状況

(記載要領) (略)

(様式A)

(日本工業規格A4)

(1) 貸借対照表

(略)

(2) 損益計算書

[年 月 日から
年 月 日まで]

科 目	金 額	
	千円	千円
営業収益		
受入手数料		×××
委託手数料	×××	
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	×××	
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	×××	
その他の受入手数料	×××	
トレーディング損益		×××
株券等トレーディング損益	×××	
債券等トレーディング損益	×××	
その他のトレーディング損益	×××	
金融収益		×××
営業収益計		×××
金融費用		×××
純営業収益		×××
販売費・一般管理費		×××
取引関係費	×××	
人件費	×××	
不動産関係費	×××	

4 「募集の取扱高」、「売出しの取扱高」及び「私募の取扱高」の欄には、募集、売出し又は私募に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高及び残額引受けの場合の募集、売出し又は私募の取扱高を記載すること。

⑦ (略)

(10) ~ (19) (略)

(20) 投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務の状況

① 投資信託の設定、解約及び償還の状況

(略)

(注意事項)

1 投資信託元本について、当期中における設定、解約、償還、期中増減及び期末残存元本を記載すること。「親投資信託受益証券」の欄は親投資信託ごとに区分して記載すること。

2 募集、適格機関投資家私募及び一般投資家私募ごとに記載すること。

②~⑤ (略)

(21) ~ (23) (略)

2 経理の状況

(記載要領) (略)

(様式A)

(日本工業規格A4)

(1) 貸借対照表

(略)

(2) 損益計算書

[年 月 日から
年 月 日まで]

科 目	金 額	
	千円	千円
営業収益		
受入手数料		×××
委託手数料	×××	
引受け・売出し手数料	×××	
募集・売出しの取扱手数料	×××	
その他の受入手数料	×××	
トレーディング損益		×××
株券等トレーディング損益	×××	
債券等トレーディング損益	×××	
その他のトレーディング損益	×××	
金融収益		×××
営業収益計		×××
金融費用		×××
純営業収益		×××
販売費・一般管理費		×××
取引関係費	×××	
人件費	×××	
不動産関係費	×××	

事務費	×××	
減価償却費	×××	
租税公課	×××	
貸倒引当金繰入れ	×××	
その他	×××	
営業利益（又は営業損失）		×××
営業外収益		×××
営業外費用		×××
経常利益（又は経常損失）		×××
特別利益		
前期損益修正益	×××	
臨時利益	×××	
金融商品取引責任準備金戻入	×××	
.....	×××	
特別利益計		×××
特別損失		
有価証券評価減	×××	
前期損益修正損	×××	
臨時損失	×××	
金融商品取引責任準備金繰入れ	×××	
.....	×××	
特別損失計		×××
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		×××
法人税、住民税及び事業税		×××
法人税等調整額		×××
当期純利益（又は当期純損失）		×××

(3) 株主資本等変動計算書

(略)

(4) 附属明細表

(略)

(様式B)～(様式D) (略)

(注意事項) (略)

事務費	×××	
減価償却費	×××	
租税公課	×××	
貸倒引当金繰入れ	×××	
その他	×××	
営業利益（又は営業損失）		×××
営業外収益		×××
営業外費用		×××
経常利益（又は経常損失）		×××
特別利益		
前期損益修正益	×××	
臨時利益	×××	
金融商品取引責任準備金戻入	×××	
.....	×××	
特別利益計		×××
特別損失		
有価証券評価減	×××	
前期損益修正損	×××	
臨時損失	×××	
金融商品取引責任準備金繰入れ	×××	
.....	×××	
特別損失計		×××
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		×××
法人税、住民税及び事業税		×××
法人税等調整額		×××
当期純利益（又は当期純損失）		×××

(3) 株主資本等変動計算書

(略)

(4) 附属明細表

(略)

(様式B)～(様式D) (略)

(注意事項) (略)

改正案

現 行

別紙様式第十六号（第八十七条関係）

（日本工業規格A4）

（略）

1～7 （略）

8 登録金融機関業務の状況

（略）

（1）～（4） （略）

（5） 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

（単位：百万円）

区 分	引受高	売出高	特定投資家向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高
債 券	国債証券						
	地方債証券						
	特殊債証券						
	社債証券						
	計						
受益証券							
その他							

（注意事項）

- 「引受高」の欄には、引受責任を有するもの（残額引受けの場合には、有価証券の募集、売出し若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る部分を含む。）を記載すること。
- 「売出高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の総額」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合又は特定投資家向け売付け勧誘等を行った場合のものを記載すること。
- 「募集の取扱高」、「売出しの取扱高」、「私募の取扱高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高」の欄には、有価証券の募集、売出し若しくは私募又は特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高及び残額引受けの場合の有価証券の募集、売出し若しくは私募又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高を記載すること。

（6）登録金融機関業務に係る受入手数料の状況

（単位：百万円）

区 分	国債証券等	受益証券	その他	計
委託手数料				
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料				
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料				
その他の受入手数料				

別紙様式第十六号（第八十七条関係）

（日本工業規格A4）

（略）

1～7 （略）

8 登録金融機関業務の状況

（略）

（1）～（4） （略）

（5） 有価証券の引受け、売出し並びに募集、売出し及び私募の取扱いの状況

（単位：百万円）

区 分	引受高	売出高	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高
債 券	国債証券				
	地方債証券				
	特殊債証券				
	社債証券				
	計				
受益証券					
その他					

（注意事項）

- 「引受高」の欄には、引受責任を有するもの（残額引受けの場合には、募集、売出し又は私募の取扱いに係る部分を含む。）を記載すること。
- 「売出高」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合のものを記載すること。
- 「募集の取扱高」、「売出しの取扱高」及び「私募の取扱高」の欄には、募集、売出し又は私募に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高及び残額引受けの場合の募集、売出し又は私募の取扱高を記載すること。

（6）登録金融機関業務に係る受入手数料の状況

（単位：百万円）

区 分	国債証券等	受益証券	その他	計
委託手数料				
引受け・売出し手数料				
募集・売出しの取扱手数料				
その他の受入手数料				

計					計				
(注意事項) (略)					(注意事項) (略)				
(7) ~ (19) (略)					(7) ~ (19) (略)				

改正案

現 行

別紙様式第十七号（第八十八条第二号関係）

（日本工業規格A4）

（略）

1 登録金融機関業務の状況
（略）

(1)～(4) （略）

(5) 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

（単位：百万円）

区 分	引受高	売出高	特定投資家向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高
債 券	国債証券						
	地方債証券						
	特殊債券						
	社債券						
	計						
受益証券							
その他							

（注意事項）

- 「引受高」の欄には、引受責任を有するもの（残額引受けの場合には、有価証券の募集、売出し若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る部分を含む。）を記載すること。
- 「売出高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の総額」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合又は特定投資家向け売付け勧誘等を行った場合のものを記載すること。
- 「募集の取扱高」、「売出しの取扱高」、「私募の取扱高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高」の欄には、有価証券の募集、売出し若しくは私募又は特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高及び残額引受けの場合の有価証券の募集、売出し若しくは私募又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高を記載すること。

(6) 登録金融機関業務に係る受入手数料の状況

（単位：百万円）

区 分	国債証券等	受益証券	その他	計
委託手数料				
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料				
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料				
その他の受入手数料				
計				

（注意事項） （略）

別紙様式第十七号（第八十八条第二号関係）

（日本工業規格A4）

（略）

1 登録金融機関業務の状況
（略）

(1)～(4) （略）

(5) 有価証券の引受け、売出し並びに募集、売出し及び私募の取扱いの状況

（単位：百万円）

区 分	引受高	売出高	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高
債 券	国債証券				
	地方債証券				
	特殊債券				
	社債券				
	計				
受益証券					
その他					

（注意事項）

- 「引受高」の欄には、引受責任を有するもの（残額引受けの場合には、募集、売出し又は私募の取扱いに係る部分を含む。）を記載すること。
- 「売出高」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合のものを記載すること。
- 「募集の取扱高」、「売出しの取扱高」及び「私募の取扱高」の欄には、募集、売出し又は私募に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高及び残額引受けの場合の募集、売出し又は私募の取扱高を記載すること。

(6) 登録金融機関業務に係る受入手数料の状況

（単位：百万円）

区 分	国債証券等	受益証券	その他	計
委託手数料				
引受け・売出し手数料				
募集・売出しの取扱手数料				
その他の受入手数料				
計				

（注意事項） （略）

(7) (略)
2～5 (略)

(7) (略)
2～5 (略)